

本日の会議に付した事件

平成21年3月9日

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第3号	飛騨市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第4号	飛騨市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第4	議案第15号	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第5号	飛騨市新規就農者支援基金条例の制定について
日程第6	議案第6号	平成20年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)について
日程第7	議案第7号	平成20年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)について
日程第8	議案第8号	平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)について
日程第9	議案第9号	平成20年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)について
日程第10	議案第10号	平成20年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)について
日程第11	議案第11号	平成20年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)について
日程第12	議案第12号	平成20年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)について
日程第13	議案第13号	平成20年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)について
日程第14	議案第14号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
日程第15	発議第1号	飛騨市の可燃ごみ処理施設を単独で建設する決議

○出席議員(17名)

1番	後福	藤田	和武	正彦	君
2番	菅内	沼海	明良	彦郎	君
3番	堀森	辺下	明真	次男	君
4番	木高	下原	真忠	子治	君
5番	斎天	藤木	邦輝	治男	君
6番	葛桑	谷山	幸寛	徳子	君
7番	山深	山下	茂博	文彦	君
8番	池石	田田	直寛	一司	君
9番	籠	山	隆	子	君
10番			美		君
11番					君
12番					君
13番					君
14番					君
15番					君
16番					君
17番					君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職指名

市長	井白	上川	久修	則平	君
副市長	松和	葉	邦	正雄	君
教育長	中藤	仁	広	一昌	君
会計管理者	水小	畑	義	郎	君
総務部長	森中	井	兼	信一	君
財政課長	谷石	谷	太	一郎	君
教育委員会事務局長	上中	屋	雅	信一	君
企画部長		箴	誠	男	君
市民環境部長		本	晴	志	君
健康福祉部長		矢	正	之	君
農林部長		口	富	夫	君
商工観光部長		徹	秀	満	君
基盤整備部長		谷	光		君
消防長					君
病院管理室長					君

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	中	嶋	国	則
書記	横	山	理	恵

○出席議員(17名)

1番	後福	藤田	和武	正彦	君
2番	菅内	沼海	明良	彦郎	君
3番	堀森	辺下	明真	次男	君
4番	木高	下原	真忠	子治	君
5番	斎天	藤木	邦輝	治男	君
6番	葛桑	谷山	幸寛	徳子	君
7番	山深	山下	茂博	文彦	君
8番	池石	田田	直寛	一司	君
9番	籠	山	隆美	子	君
10番					君
11番					君
12番					君
13番					君
14番					君
15番					君
16番					君
17番					君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職指名

市長	井白	上川	久修	則平	君
副市長	松和	葉	邦	正雄	君
教育長	中藤	仁	広	一昌	君
会計管理者	水小	畑	義	郎	君
総務部長	中森	井	兼	信	君
財政課長	中谷	谷	太	一	君
教育委員会事務局長	石上	屋	雅	郎	君
企画部長	中	箴	誠	信	君
市民環境部長	森	本	晴	一	君
健康福祉部長	中	矢	正	男	君
農林部長	谷	口	富	志	君
商工観光部長	石	徹	秀	之	君
基盤整備部長	上	谷	光	正	君
消防長	中	崎		夫	君
病院管理室長				満	君

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	中	嶋	国	則
書記	横	山	理	恵

(開議 午後4時49分)

開議

議長(天木幸男君)

皆さんご苦労さまでございます。本日の欠席議員はありません。執行部側では、福田幸博監査委員が欠席であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、広報取材のため、写真撮影の許可願いが提出されており、これを許可いたします。

ここで後藤和正議員から、先般の一般質問の中で、一部発言の削除の申し出がありましたので、議事録から削除いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(天木幸男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番 深田直彦君、15番 池田寛一君を指名いたします。

日程第2 議案第3号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
から

日程第4 議案第15号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

議長(天木幸男君)

日程第2、議案第3号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例についてから、日程第4、議案第15号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてまでの以上3案件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。日程第2、議案第3号から、日程第4、議案第15号までの3案件については、総務企画常任委員会に審査を付託してありますので、総務企画常任委員長から、審査の経過、および結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(天木幸男君)

総務企画常任委員長、森下真次君。

(総務企画常任委員長、森下真次君、登壇)

総務企画常任委員長(森下真次君)

それでは、本日、当委員会へ付託されました3案件について、本日、午前10時から総務企画常任委員会を開催し、審査いたしました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第3号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例については、基金の廃

止と新設です。事業が終了したことにより、飛騨市市庁舎整備基金を廃止します。また、飛騨市学校施設整備基金と飛騨市地域活性化・生活対策臨時交付金を新設するものです。

委員から、地域活性化・生活対策臨時交付金の予定事業について質疑があり、消防関係や施設の空調整備を予定しているとの答弁がありました。

審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第4号、飛騨市土地開発基金条例の一部を改正する条例については、土地開発基金の総額を4億円に縮小するものです。

委員から、基金の額を4億円にした理由の問いに対し、他市町村の状況や過去の動向を勘案したとの答弁がありました。また、土地開発基金は詳細が見えにくいので改善の検討を望む意見がありました。

審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

最後に、議案第15号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例については、平成21年4月1日から行政組織機構の改正を行うものです。これまでの市民環境部と健康福祉部を廃止。新たな分掌事務により、市民福祉部、および環境水道部を設置し、併せて各部の分掌事務を見直します。このことにより、上・下水道事業に関することは、これまで基盤整備部での所管事務でしたが、環境水道部での事務となります。新たな分掌事務は、配付されております議案資料の新旧対照表でご確認願います。部の改編に伴い、飛騨市福祉事務所設置条例など、関係条例において所要の規定の整理も行われます。

委員から、基盤整備部から水道課が分かれることにより、水道関係の工事と道路改良工事との相互の連携は大丈夫か、連携の不備により手戻り工事の心配はないかとの問いに対し、各課の事務所配置も考慮し、連絡を密に行ない対処するとのことでした。また、所管が違うと、なかなか連携が難しいのではないかと、どこの部署を優先させ調整するかとの問いもあり、今は下水道工事を優先し、各課の調整を図りたいとのことでした。

以上の質疑の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託されました3案件の委員長報告を終わります。

(総務企画常任委員長、森下真次君、着席)

議長(天木幸男君)

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」との声あり。)

議長(天木幸男君)

質疑がないようですから、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、採決をいたします。

休憩

議長(天木幸男君)

暫時休憩といたします。

(休憩 午後4時55分 再開 午後4時55分)

再開

議長(天木幸男君)

休憩を解き、再開いたします。

日程第2、議案第3号から、日程第4、議案第15号の3案件について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(天木幸男君)

異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第3号から、日程第4、議案第15号までの3案件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 飛騨市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長(天木幸男君)

日程第5、議案第5号、飛騨市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。本案については、教育厚生常任委員会に審査を付託してありますので、教育厚生常任委員長から、審査の経過、および結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(天木幸男君)

教育厚生常任委員長、石田隆司君。

(教育厚生常任委員長、石田隆司君、登壇)

教育厚生常任委員長(石田隆司君)

教育厚生常任委員会に審査を付託されました議案第5号、飛騨市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、本日10時31分から40分の時間において審査を行ないました。

この条例制定は、21年度より23年度末までの第4期介護保険料に関わるものであり、国の生活対策として介護従事者の処遇改善を図ろうとするものであります。それに伴う介護保険料アップによる被保険者の負担増を軽減するべく、保険料増額分の2分の1相当を介護従事者処遇改善臨時特例交付金として市町村に交付されるものであり、当該交付金を適法運用するため基金条例を制定するものであります。

2点についての質疑があり、1点は、第4期介護保険料の上昇分についてであります。答弁におきましては、保険料は120円増を予定しているが、その半分の60円を国が補てんするため、実質保険料は60円増となる。その補てん分は3年間で2,021万円となり、特別交付金として交付されるため、これを基金として積み立てるとのことであります。

2点目は、介護従事者処遇改善にどの程度手当てされるかを問うたものであります。

施設に対する給付金の中で、人材確保・資格取得等に手当てされ、概ね3%アップが見込まれております。さらに例として80名入所施設において、介護度4を想定したとき、給付費が25万8,900円から26万9,400円に4.1%上昇するものであり、夜勤従事者等への処遇改善が想定されるとの答弁でありました。

討論はなく、可決すべきものとして決定をしていますので、本会議においても適切な決定をいただくようお願いし、委員長報告といたします。

(教育厚生常任委員長、石田隆司君、着席)

議長(天木幸男君)

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」との声あり。)

議長(天木幸男君)

質疑がないようですから、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、採決をいたします。議案第5号、飛騨市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について採決を行います。議案第5号について委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議長(天木幸男君)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 飛騨市新規就農者支援基金条例の制定について

議長(天木幸男君)

日程第6、議案第6号、飛騨市新規就農者支援基金条例の制定についてを議題といたします。本案については、産業基盤常任委員会に審査を付託してありますので、産業基盤常任委員長から、審査の経過、および結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(天木幸男君)

産業基盤常任委員長、木下忠男君。

(産業基盤常任委員長、木下忠男君、登壇)

産業基盤常任委員長(木下忠男君)

産業基盤常任委員会に付託されました案件の審査結果を報告します。本日、午前中、委員会を開催し、議案第6号、新規就農者支援基金条例の制定についてを審査しました。この条例制定は、新規就農者を支援するため3,000万円の基金制度を新たに設けるものです。基金の運用、貸付等の詳細については、規則、要項で定めることとなります。合併協議会での合併調整に基づき、旧河合村で設置運用していました飛騨市農業改良資金貸付基金の設置及び管理に関する条例、および飛騨市農業改良資金貸付条例を廃止、その財源を活用し、農業後継者対策など農業振興を図るものです。

委員から、金額設定の考え方の質疑があり、全国の例や飛騨市における例年の新規農

業就労者の人数を勘案したとの答弁がありました。審査についてはＪＡや農業委員会などを交えた審査委員会での審査も行なうとのことでした。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

（産業基盤常任委員長、木下忠男君、登壇）

議長（天木幸男君）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」との声あり。）

議長（天木幸男君）

質疑がないようですから、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、採決をいたします。議案第６号、飛騨市新規就農者支援基金条例の制定について採決を行います。議案第６号について委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議長（天木幸男君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７ 議案第７号 平成２０年度飛騨市一般会計補正予算（補正第４号）について
から

日程第１４ 議案第１４号 平成２０年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
（補正第３号）について

議長（天木幸男君）

日程第７、議案第７号、平成２０年度飛騨市一般会計補正予算（補正第４号）についてから、日程第１４、議案第１４号、平成２０年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第３号）についてまで、以上８案件を会議規則第３５条の規定により、一括して議題といたします。８案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果は、お手元に配布の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過、および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第３９条第３項の規定により、委員長報告は省略をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（天木幸男君）

異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

それでは討論を行います。

休憩

議長（天木幸男君）

休憩します。

（ 休憩 午後5時04分 再開 午後5時06分 ）

再開

議長（天木幸男君）

休憩を解き、再開をいたします。

討論の通告がありませんので、採決をいたします。議案第7号から議案第14号についてまで、以上8案件の委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（天木幸男君）

異議なしと認めます。よって、8案件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 発議第1号 飛騨市の可燃ごみ処理施設を単独で建設する決議について

議長（天木幸男君）

日程第15、発議第1号、飛騨市の可燃ごみ処理施設を単独で建設する決議についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（天木幸男君）

4番、内海良郎君。

（4番、内海良郎君、登壇）

4番（内海良郎君）

今日、飛騨市におきまして市民の関心事は、この可燃ごみ処理問題でございます。今回の議会におかれましても一般質問で5名の方、また12月の一般質問におきましても5名の方がそれぞれの立場で質問してみえます。そして、市民の間では署名運動がなされ、9,356人という多くの方が関心を持っていただいているということでございます。その中で市民の声は、議会は何をしているんだと、議会の中でそれぞれの立場で協議したのかという声がたくさん聞こえてきます。そこで議員の立場で、飛騨市の可燃ごみ処理問題をそれぞれの立場で議論しながら、議会としての方向を決めるべきではないかということで、このたび発議といたしまして提案をさせていただきますので、朗読をさせていただきます。

発議第1号、飛騨市の可燃ごみ処理施設を単独で建設する決議。上記の事件について別紙のとおり発案する。平成21年3月9日提出。提出者、飛騨市議会議員、内海良郎。

賛成者、同じく石田隆司、同じく籠山恵美子。

飛騨市の可燃ごみ処理施設を単独で建設する決議。飛騨市の可燃ごみ処理施設は、南吉城旧4町村の施設として平成元年3月から稼働し、平成14年度からは北吉城旧2町村の可燃ごみも受け入れ今日に至っている。

しかしながら、一般的な稼働期間とされる15年を経過し、すでに開始から20年、毎年修繕を行いながら延命措置によって稼働している現状にある。また、平成11年には、北吉城地区の可燃ごみを受け入れる条件として、地元下野区、谷区と処理施設の稼働を平成22年度末とする協定を結んでいる。

その間、平成11年3月に岐阜県ごみ処理広域計画が策定され、飛騨圏域での広域処理が検討されたが、高山市・下呂市がともに単独処理を選択され、平成18年7月にこの計画を断念した。同年8月には富山地区広域圏事務組合の理事長である富山市長に対して、飛騨市の可燃ごみを委託処理できないか非公式に申し入れ、井上市長となった平成20年4月には公式に申し入れたと伺っている。

しかしながら、いまだ富山地区広域圏事務組合の正式議題として協議はされず、処理単価など、基本的な条件の提示がない状態にある。このことは、施設のある立山町においては、議会、地元住民には受け入れについて反対の声が強いなど、構成する市町村の諸事情によるものである。

また、その後の市の調査において、ごみ処理単価を同組合構成市町村の例に置き換えて試算すると、施設の償却期間内におけるごみ処理にかかる総費用の比較では、むしろ単独処理したほうが有利であるとの報告もあった。さらには単独処理すれば飛騨市内への経済波及効果も考えられる。

可燃ごみ処理を単独処理か委託処理にするかは、受け入れ先の住民感情や諸条件を把握した上で判断すべきであったにもかかわらず、市民や議会に対して十分な説明もなく一方的に計画を進められてきたことは問題がある。

可燃ごみ処理施設建設には、計画から供用まで少なくとも4年にかかる事業である。このまま時間が経過すれば、下野区、谷区との約束期限が切れ、また施設の老朽化も一段と進み大規模な修繕が必要となったり、合併特例債など地方交付税に算入される有利な起債が借入できなくなり、その結果、厳しい市財政にさらなる負担が生じてくる。

こうした状況から、自分のごみは自分で処理するという原点に戻り、ごみ処理行政の空白と業務の停滞を生まないためにも、市の方針を受け止め、速やかに建設計画を進めることが市民の代表機関である議会の責任と認識する。よって、我々飛騨市議会は、市の示した方針を支持し、市民の安全・安心のため、環境や費用に十分配慮した可燃ごみ処理施設を市内に早期に建設することを要望する。以上で提案説明を終わります。

(4番、内海良郎君、着席)

議長(天木幸男君)

以上で提案説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり。)

議長(天木幸男君)

質疑なしと認めます。ただ今、議題となっております発議第1号につきましては、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(天木幸男君)

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。3月10日から3月13日、および3月16日から3月18日までの7日間は議案精読、および委員会開催等のため、本会議を休会といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(天木幸男君)

異議なしと認めます。よって、3月10日から3月13日、および3月16日から3月18日までの7日間は、本会議を休会することに決定いたしました。

散会

議長(天木幸男君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回の会議は、3月19日午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。

(散会 午後5時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

天木 幸男

飛騨市議会議員(14番)

深田 直彦

飛騨市議会議員(15番)

池田 寛一